

## 15 水産業振興施策の充実について

(農林水産省)

### 【内容】

- (1) 漁業経営の安定を図るため、漁業共済制度を拡充すること。
- (2) ウナギ資源の減少が危惧される中、シラスウナギを安定的に確保するため、国際的な資源管理対策に法的拘束力を持たせ、資源保護を着実に推進するとともに、国内の資源管理対策においては資源保護と零細な生産者の経営が両立できる養殖量制限とすること。また、シラスウナギの人工種苗量産化の技術開発に引き続き取り組むこと。
- (3) 平成32年以降のフロン生産規制に対応した、漁業用製氷・冷蔵・冷凍施設の整備を促進すること。

### (背景)

- 漁業共済制度は漁業経営安定に有効な施策であるが、より多くの漁業者が制度へ参画することができるよう、漁業共済における国庫負担割合の引上げが必要である。
- 近年、シラスウナギの採捕量の減少と取引価格の高騰により、ウナギ養殖業は大きな影響を受けている。平成26年6月には国際自然保護連合がニホンウナギを絶滅危惧種に指定し、今後、国際取引が規制される可能性もある。ウナギを持続的に利用するには、東アジア全域における国際的なウナギ資源管理による資源保護が重要であり、平成26年9月に日本、中国、韓国、台湾において資源管理の枠組の設立に合意した。この枠組による資源保護を着実に推進するためには、この枠組及び各国・地域内の資源管理対策に法的拘束力を持たせる必要がある。  
国は国内の資源管理対策として、平成27年6月から内水面漁業の振興に関する法律に基づきウナギ養殖業を許可制とし、生産者毎の養殖量を制限しているが、養殖量制限にあたっては零細な生産者の経営が成り立つ基準で設定される必要がある。  
また、最も安定的なシラスウナギ確保の手段は人工種苗の量産化であることから、その技術の一刻も早い開発が必要である。
- 「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の削減スケジュールにより、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)は平成32年の生産中止が定められた。現在の漁業用製氷・冷蔵・冷凍施設の多くは、HCFCを冷媒に使用している(県内の約8割)ことから、施設の維持管理における冷媒の供給に支障をきたすこととなる。このため、代替フロン式冷却機器への更新が必要となり、漁協経営を大きく圧迫することから、補助率の引上げ及び採択要件の緩和が必要である。

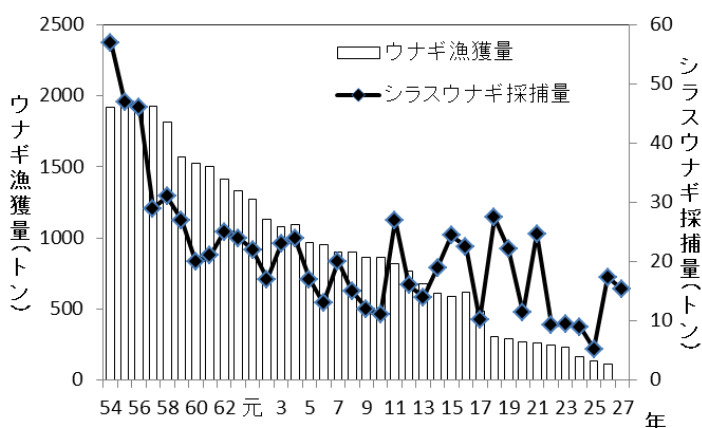
(参考)

◇ 漁業共済（漁獲共済）掛金の負担割合

加入経営体数要件	国庫負担割合	漁業者負担割合
全数加入	50%	50%
半数以上加入	25%	75%
半数未満加入	0%	100%

※10トン以上20トン未満の漁船の事例

◇ 国内のウナギ漁獲量とシラスウナギ採捕量



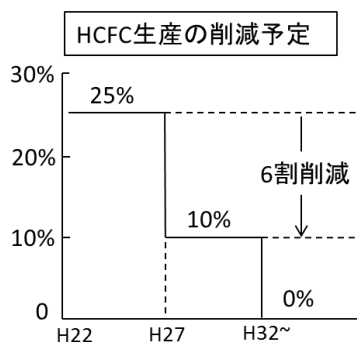
◇ 国際的なウナギ資源管理の  
枠組の合意事項

- ・ニホンウナギの池入れ量を直近から20%削減
- ・異種ウナギは近年の水準より増やさない
- ・各国及び国際的な養鰻管理団体の設立
- ・法的拘束力のある枠組の設立を検討

◇ 平成26年のウナギ養殖生産量

県	生産量(トン)	1経営体当たりの生産量(トン)
鹿児島県	6,838	139.6
愛知県	4,918	35.6
宮崎県	3,167	67.4
静岡県	1,490	27.1

◇ フロン生産規制対策



※基準量(100%)は平成元年実績値

国における製氷・冷蔵・冷凍施設の整備補助率

年間水揚量	現行
5,000t 以上	1 / 3
5,000t 未満	1 / 2

国における製氷・冷蔵・冷凍施設整備の採択要件と補助率

取組み	対象範囲	方針	年間水揚量	補助率
浜プラン策定	漁協、市町等	収益向上、コスト削減	5,000t以上	1 / 3
			5,000t未満	1 / 2
広域浜プラン策定	広域な漁村地域 (複数の漁協・市町等、 浜プラン策定済の地域 を含める。)	上記に加えて、 施設の集約・再整備、 中核的担い手の育成	区分なし	1 / 2